

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する<u>金融商品仲介業者に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</u></p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 (共通編)</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性 (共通編)</p> <p>Ⅲ－２－５ 苦情等への対処 (金融ＡＤＲ制度への対応も含む。)</p> <p>Ⅲ－２－５－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者が、苦情等対処に関する内部管理態勢を</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅱ－１－５ 監督部局間の連携</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 管轄財務局長との連絡調整</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する<u>金融商品仲介業者等 (金融商品仲介業者及び金融サービス仲介業者 (金融サービスの提供に関する法律第 11 条第 6 項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務 (同条第 4 項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。)) を行う者に限る。以下同じ。)) に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者等を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</u></p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 (共通編)</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性 (共通編)</p> <p>Ⅲ－２－５ 苦情等への対処 (金融ＡＤＲ制度への対応も含む。)</p> <p>Ⅲ－２－５－１ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者が、苦情等対処に関する内部管理態勢を</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 苦情等対処の実施態勢</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>へ. <u>金融商品仲介業者</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、金融商品取引業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか(Ⅲ-2-7(2)、Ⅲ-2-10(1)、Ⅵ-2-2-4-2(4)及びⅦ-2-1-5(2)④参照)。</p> <p>ト.・チ. (略)</p> <p>IV 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 金商業等府令第32条の解釈について</p> <p>① 金商業等府令第32条第1号に規定する「<u>金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務</u>」とは、<u>金融商品取引業等又は金融商品仲介業</u>に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。</p>	<p>整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 苦情等対処の実施態勢</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>へ. <u>金融商品仲介業者等</u>を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、金融商品取引業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか(Ⅲ-2-7(2)、Ⅲ-2-10(1)、Ⅵ-2-2-4-2(4)及びⅦ-2-1-5(2)④参照)。</p> <p>ト.・チ. (略)</p> <p>IV 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 金商業等府令第32条の解釈について</p> <p>① 金商業等府令第32条第1号に規定する「<u>金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務の遂行のための業務</u>」とは、<u>金融商品取引業等、金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務</u>に関して経営管理上の判断等を伴うこ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>イ. ～ヌ. (略)</p> <p>ル. 人事（<u>金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者</u>への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務</p> <p>ヲ. ～レ. (略)</p> <p>② 金商業等府令第 32 条第 2 号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記①に掲げる業務（ハを除く。）をいう。</p> <p>なお、上記①ニについては「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、ヘについては「有価証券の管理、整理等に関する業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、トについては「名義書換の取次業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、ルについては「人事（<u>金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者</u>及び親子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>③ 上記①ハ（発送及び配送業務は除く。）、ニのデータの保管管理及びヘからりまでの業務は<u>当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務</u>であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は<u>当該金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の</u></p>	<p>とのない次に掲げる業務を行うことをいう。</p> <p>イ. ～ヌ. (略)</p> <p>ル. 人事（<u>金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者等</u>への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務</p> <p>ヲ. ～レ. (略)</p> <p>② 金商業等府令第 32 条第 2 号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記①に掲げる業務（ハを除く。）をいう。</p> <p>なお、上記①ニについては「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、ヘについては「有価証券の管理、整理等に関する業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、トについては「名義書換の取次業務（親子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、ルについては「人事（<u>金融商品取引業者等、金融商品仲介業者等</u>及び親子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>③ 上記①ハ（発送及び配送業務は除く。）、ニのデータの保管管理及びヘからりまでの業務は<u>当該金融商品取引業者等、金融商品仲介業、有価証券等仲介業務及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務</u>であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は<u>当該金融商品取引業者等、金融商</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>親子法人等又は金商業等府令第 32 条第 1 号及び第 2 号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。</p> <p>また、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）が上記②に掲げる業務を受託する場合、上記①イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、金商法第 35 条第 4 項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する。</p> <p>④ <u>上記①及び②に掲げる業務について当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が免れるものではないことに留意する。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>VII 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>VII-1-1 個別業務の適切性</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあつては、</p> <p>① <u>金融商品仲介業務と融資業務（有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。（8）及びVII-2-1（2）⑥において同じ。）を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、</u></p>	<p><u>品仲介業者等の親子法人等又は金商業等府令第 32 条第 1 号及び第 2 号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。</u></p> <p>また、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）が上記②に掲げる業務を受託する場合、上記①イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、金商法第 35 条第 4 項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する。</p> <p>④ <u>上記①及び②に掲げる業務について当該金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者等から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者等が免れるものではないことに留意する。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>VII 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>VII-1-1 個別業務の適切性</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあつては、</p> <p>① <u>金融商品仲介業務と融資業務、金融機関代理業務又は預金等媒介業務（有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。（8）及びVII-2-1（2）⑥において同じ。）を併せて実施する組織を統括す</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>イ. <u>融資業務</u>に従事する者から受領した非公開融資等情報を金融商品仲介業務に従事する者に提供しないこととなっているか。</p> <p>ロ. 金融商品仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を<u>融資業務</u>に利用し、又は<u>融資業務</u>に従事する者に提供しないこととなっているか。</p> <p>② 金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない<u>融資業務</u>に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者（日本証券業協会自主規制規則「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。）等が適切に管理を行っているか。</p> <p>(9) ~ (11) (略)</p>	<p>る役員若しくは使用人等が、</p> <p>イ. <u>融資業務、金融機関代理業務又は預金等媒介業務</u>に従事する者から受領した非公開融資等情報を金融商品仲介業務に従事する者に提供しないこととなっているか。</p> <p>ロ. 金融商品仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を<u>融資業務、金融機関代理業務若しくは預金等媒介業務</u>に利用し、又は<u>融資業務、金融機関代理業務若しくは預金等媒介業務</u>に従事する者に提供しないこととなっているか。</p> <p>② 金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない<u>融資業務、金融機関代理業務又は預金等媒介業務</u>に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者（日本証券業協会自主規制規則「協会の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。）等が適切に管理を行っているか。</p> <p>(9) ~ (11) (略)</p>